

第12回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和3年3月22日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について.
第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定につ
いて
第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6 その他

◎出席委員 (9名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎欠席委員 (1名)

- 5番 加川可名子

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は 9 名出席です。5 番加川委員から欠席の連絡がありました。定数に達しておりますので、ただいまから第 12 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 6 番神野委員 7 番杉田委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので神野委員、杉田委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから何かございませんか。ありませんか。

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | それでは、2 ページをご覧ください。第 11 回総会以降の経過報告になります。3 月 4 日令和 2 年度簿記勉強会、2 人出席されています。3 月 4 日をもって、今年度の勉強会を終了しております。今年度につきましては、11 回開催しまして、6 名の方の参加をいただいております。2 日から 17 日令和 3 年美深町議会第 1 回定例会、藤本会長、山崎局長、中村次長が出席をしております。15 日から 16 日令和 3 年度予算審査特別委員会が行われまして、事務局で対応しております。18 日第 5 回女性農業者のつどい、農業振興センターで開催されまして、加川委員、杉田委員と事務局が出席をしております。杉田委員を実行委員長としまして、今回畜産の研修を行っております。上川農業改良普及センター上川北部支所の協力をいただき開催しております。参加者は関係機関を含めまして 19 名、講師は農業共済組合美深家畜診療所の中田先生と普及センターの中山係長と小野普及指導員に講師をいただいております。乳房炎と搾乳方法、飼料作物と乳成分について研修しております。22 日、本日農地・農政各小委員会、総会前に農地小委員会、総会後には農政小委員会を開催しますので、委員のみなさまの出席をお願いします。本日第 12 回美深町農業委員会総会です。

村田副主幹 | 第 12 回総会以降の予定です。4 月予定としまして、まだ日程は決まっておりますが、令和 3 年度上川地方農業委員会連合会総会および地区別農業委員会会長・事務局長会議が南富良野町で開催の予定です。藤本会長、事務局が出席します。第 1 回美深町農業委員会総会ですが、定例ですと 25 日になりますが、25 日は日曜日ですので翌日の 26 日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、第 1 回農業委員会総会は、4 月 26 日に開催します。報告は以上で

	す。
藤本会長	次に事務局長より報告いたします。
山崎局長	はい、事務局長。
藤本会長	はい、事務局長。
山崎局長	令和3年第1回定例会について報告を申し上げます。会期につきましては、3月2日から11日までの16日間で、この内15日、16日の2日間で予算特別委員会開催をされております。議案は制定条例1件、一部改正条例2件、令和2年度補正予算が一般会計、特別会計4件、令和3年度予算が一般会計、特別会計の7件が主な議題となっております。まず、補正予算ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の減少が主な内容と林業保養センターの減収補填に係る追加などが提案されました。一般会計におきましては、1,884万5千円の減、総額では61億2311万円となっております。令和3年度予算では、一般会計52億2千万円、昨年度と比較しますと2億3720万円の減額となっております。この内農業用予算におきましては、2億5218万8千円、昨年と比較いたしますと5329万円減額となっております。予算特別委員会での農業部門の主な質疑内容につきましては、昨年度と比較し事業減少した主な内容と畜産クラスター事業の考え方、堆肥分析の内容とスマート農業普及について、農畜産物販路拡大PR事業の事業展開について質疑がありました。17日の議会最終日におきまして、全ての議案が可決成立しております。以上です。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ありませんか。なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	<日程第3>議案第1号合意解約通知の成立状況の確認についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは3ページをお開きください。議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので報告します。整理番号2番、貸主、字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡、賃貸借となっております。契約期間は令和2年4月30日から令和12年4月29日まで、合意による解約年月日は令和3年2月26日、土地の引渡期日は令和3年2月28日、貸主の申し入れによる合意解約です。こちらの案件につきましては、今年の4月に賃貸を始めた農地ですが、農地をの一部につきまして解約をしたい旨の相談があったことから一度全ての農地の賃貸の解約をしまして、改めて賃貸をするようお話をさせていただいております。解約年月日から土地の引渡期日まで6か月以内なので、解約は成立すると思われまます。説明は以上です。
藤本会長	議案第1号について、質疑、ご意見を伺います。

	何がございますか。
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
藤本会長	全員賛成です。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 1 号合意解約通知の成立状況の確認については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	<p>それでは 4 ページをご覧ください。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美深町長より決定を求められた令和 2 年度第 11 号農用地利用集積計画について審議を求めます。</p> <p>整理番号 36 番、貸主、○△条○△丁目△△番地△△ ○○○○さん、借主、○△条○△丁目△△番地△ ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○さん、土地の所在、美深町○△条○△丁目△△番△△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△, △△△㎡の使用貸借となります。期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日、小作料は使用貸借となりますので無償、使用貸借継続の案件です。5 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 37 番、貸主、字○○△△△番地 ○○○○○○さん、借主、○△条○△丁目△△番地△ ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 3 月 23 日から令和 6 年 3 月 22 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円の賃貸継続です。</p> <p>整理番号 38 番、貸主、字○○△△番地 ○○○○○○さん外△名、借主、字○○△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 4 月 30 日から令和 13 年 4 月 29 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、賃貸継続の案件です。</p> <p>整理番号 39 番、貸主、○市○○△条△丁目△-△ ○○○○さん、借主、字○○△△番地△△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△△㎡、6 ページまで続きまして、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 4 月 27 日から令和 8 年 4 月 26 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、賃貸継続の案件です。</p> <p>整理番号 40 番、貸主、○△条△丁目△番地 ○○○○さん、借主、字○○△△△番地 ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 4 月 27 日から令和 6 年 4 月 26 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△</p>

円、賃貸継続の案件です。7 ページをお開きください。
整理番号 41 番、譲渡人、〇〇市〇町△丁目△番△△号 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権移転時期は令和 3 年 3 月 23 日、対価の支払期限は令和 3 年 12 月 25 日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格ですが、反当り△△, △△△円、価格総額端数を調整しまして△△△△千円です。こちらは賃貸から売買に移行した案件になります。参考資料を添付しております。1 枚目の表面になります。こちらの方に今回売買されました農地の場所を赤枠で囲っております。〇〇〇〇の真向かいとその奥にある農地△筆が今回の売買となる農地になります。今まで〇〇〇〇〇〇が賃貸しており、農地の賃貸期間満了を 5 月に迎えますので、満了に合わせて売買を行うこととなっております。説明は以上です。

- 藤本会長
7 番
杉田委員 議案第 2 号について審議を願います。ご質疑、ご意見を受け賜ります。
- 藤本会長
7 番
杉田委員 はい、7 番。
- 藤本会長
7 番
杉田委員 はい、7 番。
- 2 番
長谷川委員 7 番杉田です。41 番最後のページになりますが、〇〇の相場はどれくらいなんでしょうか。△△, △△△円はちょっと安いかなと思ったのですが。
- 藤本会長
2 番
長谷川委員 はい、2 番。
- 藤本会長
2 番
長谷川委員 はい、2 番。
- 2 番
長谷川委員 2 番長谷川です。〇〇の基準単価は大体△万円からという感じで、あとは条件を見ながら価格調整を行うこととなっております。ここの案件は以前宅地だった部分が一部が入ってしまして、その周りに雑木が生えてまして一部耕作できない部分があるので、この部分を鑑みましてあっせん会議の中で価格を決めています。以上です。
- 7 番
杉田委員 ありがとうございます。
- 藤本会長 他にございませんか。
- 藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (全員の挙手あり)
- 藤本会長 全員賛成です。よって、議案第 2 号農用地の利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

- 藤本会長 <日程第 5>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
- 村田副主幹 はい、副主幹。
- 藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹

それでは 8 ページをご覧ください。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおりありましたので審議を求めます。

整理番号 2 番、土地所有者、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、転用者、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△、△△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△、△△△㎡です。転用の目的は、土地の改良を図るため砂利を採取する。転用の理由ですが、貸主は申請土地を耕作しているが、旧河川流水路跡のため高低差があり、表土層が薄く、砂利層が厚いため保水状態も悪く作物の生育状況が悪いため、砂利採取業者に砂利の採取を依頼し、耕作条件の良い農地とする。借主は建設工事等により特に需要の増加している良質な砂利を採取して原石確保のうえ建設現場への需要に備えたいので当該地を申請する。採取後は従前より耕作条件の良い農地に復元するです。計画の内容ですが、所要面積は△、△△△㎡、採取量は△△、△△△㎡、工事の計画期間は令和 3 年 5 月 18 日から令和 4 年 5 月 17 日です。参考資料ですが、先ほどの 2 ページ目、裏面になります。上の図面は今回の砂利を採取する△△△-△と△△△-△の位置図とります。下の方は、字がぼやけてしまい見えにくくなっておりますが、△△△-△と△△△-△にかけまして、青い枠で囲われている所、これが今回砂利の採取する場所となっております。それで、上の方に青い太線が左側に伸びていっていますが、これは水の排水路の線となっております。赤と青の点線についてはトラックの搬送路となっております。個々の場所ですが、以前はお隣の〇さんの農地から砂利採取が始まっております。だんだんとずれて今回〇〇さんに場所が変わってきているというような流れになっております。説明は以上です。

藤本会長

議案第 3 号について、ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

全員賛成です。よって議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 その他

藤本会長

<日程第 6>その他、委員のみなさまから何かありませんか。

藤本会長

事務局から何かありませんか。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 12 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 5 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 6 番

⑩

署名委員 7 番

⑩